

【住宅等貸付けを受けている方へ】

住宅借入金等の 年末残高証明書を発行します



年末調整又は確定申告を行う際に、住宅借入金等特別控除（通称 住宅ローン控除、以下「特別控除」という）を受けるために必要となる「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」という）を発行します。

該当者には、所属所を経由して証明書を送付します。お手元に届きましたら、年末調整時又は確定申告時まで大切に保管してください。

発行要件

1、2の条件を満たす方に発行します

1 住宅等貸付けを受け、平成26年12月現在、借受中の方

2 貸付当初の償還月から最終の償還月までの償還期間が10年以上（償還回数120回以上）の方

※ただし、一部繰上償還により、当初の償還月から最終の償還月が10年未満（120回未満）となる場合は特別控除は受けられません。

発行時期

・ 年末調整用（平成25年以前に貸付けを受けた方） → 平成26年11月上旬

・ 確定申告用（平成26年に貸付けを受けた方） → 平成27年1月中旬

なお、平成26年の新規借受者は完了報告書を11月末までに提出してください。それ以降に完了報告書を提出された場合は、証明書の発行は1月中旬以降となります。

その他の 注意事項

- ① 住宅ローン控除を受けるには一定の要件が必要です。証明書を発行された方全てが特別控除を受けられるとは限りません。詳細については、居住地を所管する税務署にお尋ねください。
- ② 平成26年10月15日以降に一部繰上償還を申請されると、今回、送付する証明書の金額が変わります。10月15日以降に一部繰上償還を検討されている方は貸付係までご連絡ください。

問合せ先 給付貸付課貸付係 | 03-5320-6823